

## 選挙運動用自動車の運転手雇用契約書

宮城県議会議員一般選挙（〇〇選挙区）候補者 甲野 乙男（以下「甲」という。）と丁原 四男（以下「乙」という。）は、公職選挙法第141条の規定による選挙運動用自動車の運転手の雇用について次のとおり契約を締結する。

- 1 運転する期間  
令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 9日間
- 2 契約金額 〇〇,〇〇〇円  
(1日につき〇〇,〇〇〇円)
- 3 運転する自動車の登録番号 宮城300 〇 1234
- 4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、県議会議員及び知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき、宮城県に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、宮城県に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は宮城県に請求できない。

甲及び乙は、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇年〇月〇〇日

甲 宮城県議会議員一般選挙（〇〇選挙区）候補者  
住 所 宮城県仙台市〇〇区△△町1丁目1番1号  
氏 名 甲 野 乙 男 印

乙 住 所 宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号  
氏 名 丁 原 四 男 印